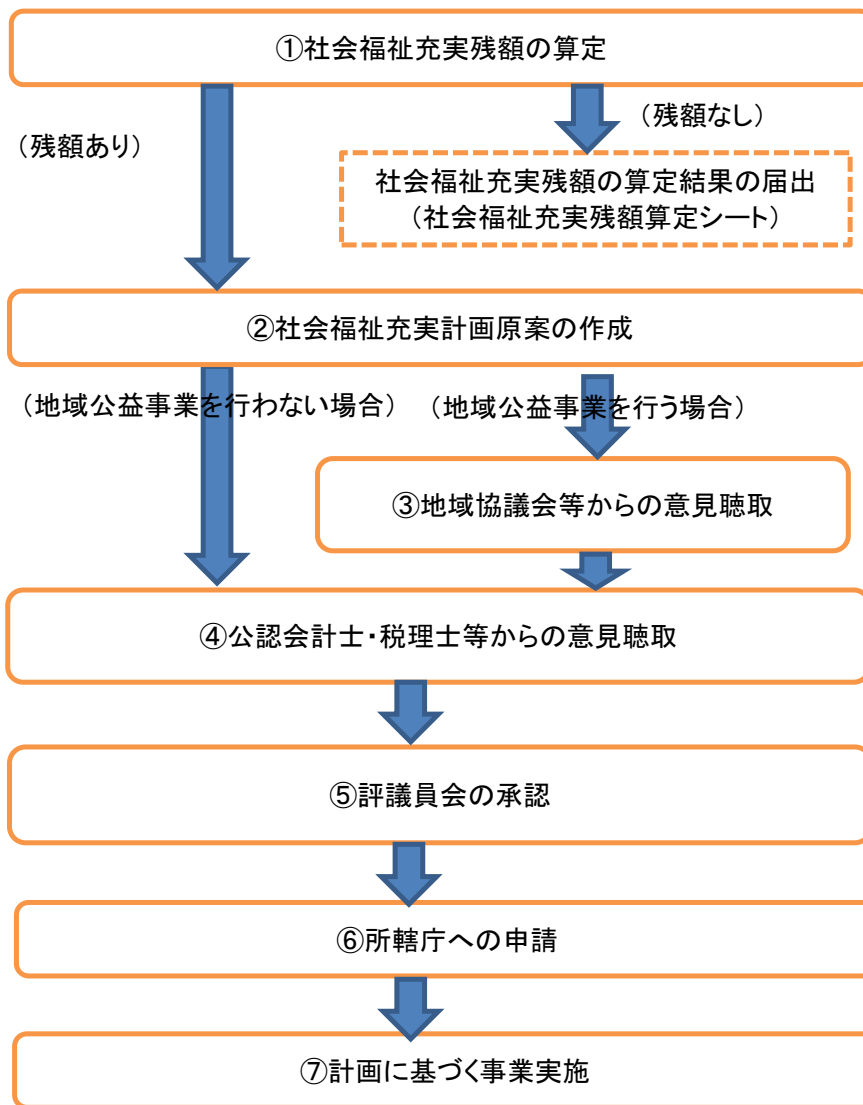


# 「社会福祉充実残額」の算定及び「社会福祉充実計画」のポイント



## 【ポイント1】

○社会福祉充実残額は、毎年度算定することが必要であり、一度算定した残額が永続的に固定されるものではない。(社会福祉充実残額が算定されなくても、社会福祉充実残額算定シートの提出は必要です。)

## 【ポイント2】

○控除対象財産は、社会福祉充実残額の算定上のルールであり、實際上又は会計上の用途を限定するものではない。

## 【ポイント3】

○計画の策定はあくまで社会福祉充実残額の用途を「見える化」するために行うもの。  
○計画の内容は、地域の福祉ニーズを踏まえつつも、最終的には法人が自主的に判断。  
○社会福祉充実残額は、収益事業を除き、職員の処遇改善や建物の立替など既存事業の充実または新規事業の展開など、多様な用途に活用可能。

## 【ポイント4】

○計画は、原則、社会福祉充実残額の全額について、5年で活用。ただし、合理的な理由がある場合には、計画期間の10年までの延長が可能。

## 【ポイント5】

○所轄庁は、法人の自主性を最大限尊重し、計画が明らかに不合理な内容を伴うものでない限り、承認する。

## 【ポイント6】

○計画は、社会福祉充実残額の増減など状況の変化に応じて柔軟に変更が可能。